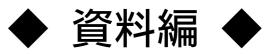
西東京市後期基本計画



	<u>目次</u>	
策定まで	での流れ	1
(1)	後期基本計画の策定フ	'□-
(2)	策定の経過	
基本構想	₹	9
(1)	はじめに	
(2)	この計画をつくるにあ	たって
(3)	わたしたちの望み	
(4)	理想のまち	
(5)	まちづくりの6つの方	向
新市建設	計画重点施策	23
主要事業	美一覧	29
計画体系	《 図	39

▶ 策定までの流れ ◀

諮問

平成 19 年 7 月

各種調查実施

平成 19 年 7 月

施策内容と

体系の検討

平成 19 年 12 月 ~平成 20 年 3 月

市民参加の

実施

平成 20 年 4 月

計画案作成

平成 20 年 11 月 ~12 月

~10月

~11月

● 審 議 会:市長の諮問により学識経験者、公募市民12人で構成され、計画策定に関する必要な事項を調査審議し、答申を行います。

● 庁内検討部会:市役所の職員によって構成され、後期基本計画の策定に関し必要な事項について調

査及び検討し、その結果を審議会に報告します。

● 市 民 参 加 :幅広い年代層の方の声、意見を反映するためにさまざまな手法を用いて行います。

庁内検討部会 市民参加 策定審議会 ○庁内に施策実施 ○市民意識調査 状況をヒアリン 助言 ○市内企業・市民団 グ (アドバイス) 体 53 団体などか ○基礎データ等集 らのヒアリング 約、分析 ○各種調査結果をも 〇人口推計調査 とに、後期基本計画 の内容と体系につ いて調査審議 後期基本計画(案)中間答申(H20.4) ○パブリック・コメ ○市民参加手法 の検討 〇市民参加手法意見. ント ○市民説明会 と反映状況の調査 ○小・中学生、大学 審議 生向けワークショ ○市民意見の市の検 ップ ○施策指標の検討 討結果の作成 ○まちづくりシンポ ○計画案の検討 ジウム ○計画案の作成 後期基本計画(案)を答申(H21.1) 後期基本計画策定(H21.3)

【西東京 市総合計画策定審議会条例】(平成13年6月29日条例162号)

第1条(設置)

西東京市総合計画を策定するため、西東京市 総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を 設置する。

第2条 (所管事項)

審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策 定に関する必要な事項を調査審議し、及び答申 する。

第3条(組織)

審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 8人以内
 - (2) 市民 4 人以内

第4条(委員の任期)

委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

第5条 (会長及び副会長)

審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ 委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条(会議)

審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによ る。

第7条 (意見の聴取)

審議会は、審議のため必要があると認めると きは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴く ことができる。

第8条 (庶務)

審議会の庶務は、企画部企画政策課において 処理する。

第9条(委任)

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 25 日条例第 36 号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

【西東京 市総合計画策定審議会名簿(敬称略、あいうえお順)】

選択区分	委員名	所属		
	熊田 博喜	武蔵野大学准教授		
	栗村 千代丸	元財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団評議員		
	斎藤 隆雄 (会長)	埼玉工業大学工学部非常勤講師		
	髙崎 三成	西東京商工会副会長		
学識経験	福田和明	西武鉄道株式会社 (平成 20 年 8 月まで)		
	刈屋 輝彦	西武鉄道株式会社(平成 20 年 9 月から)		
	松行 美帆子	東京大学特任准教授		
	水谷 俊博 (副会長)	武蔵野大学専任講師		
	本橋 定昭	学校法人誉学園 つくし幼稚園園長		
	奥野 英子 (副会長)			
本尼八首	小林 康男			
市民公募	浜 昱子			
	渡辺 進			

貸料編

(2) 策定の経過-策定審議会②

【平成 19 年度】

回	開催日	主な内容
第1回	平成 19 年 7 月 6 日	①委員委嘱 ②後期基本計画案策定の諮問 ③計画策定の進め方
第2回	平成 19 年 8 月 17 日	①計画策定に向けた各種調査の方法
第3回	平成 19 年 11 月 17 日	①各種調査結果
第4回	平成 20 年 2 月 22 日	①調査結果報告 ②計画の施策体系
第5回	平成 20 年 3 月 26 日	①後期基本計画案中間答申(案)

【平成 20 年度】

	開催日	主な内容
第1回	平成 20 年 4 月 25 日	①後期基本計画案の中間答申 ②市民参加手法
第2回	平成 20 年 7 月 25 日	①市民参加に係る結果及び経過報告 ②施策指標(事務局たたき台) ③新市建設計画事業、前期の基本計画事業の総括(中間報告)
第3回	平成 20 年 9 月 29 日	①市民参加に係る結果報告 ②施策指標案 ③後期基本計画素案
第4回	平成 20 年 10 月 24 日	①市民参加に係る結果報告 ②後期基本計画案
第5回	平成 20 年 12 月 19 日	①後期基本計画案市民説明会・パブリックコメント実施結果報告 ②後期基本計画答申(案) ③付帯意見(案)

	答申	平成 21 年 1 月 27 日	後期基本計画案を市長へ提出
--	----	------------------	---------------

(2) 策定の経過一市民参加

【平成 19 年度】

	実施日	実施内容
市民意識調査	平成 19 年 7 月 26 日~ 平成 19 年 8 月 8 日	後期基本計画策定にあたっての検討資料として、行政全般、個別施策について、今後重点的に進めていくべき施策を検討するために実施した。西東京市では初めて、「満足度」と「重要度」という指標を用いて、市民ニーズをより明確に示した。
企業・団体ヒアリング	平成 19 年 9 月 18 日~ 平成 19 年 11 月 9 日	市内 53 の企業・団体に対して、団体の活動概要と課題、 行政との関わり、西東京市のまちづくりの現状認識、他の NPO・市民団体との関係などについてヒアリングを行った。 同じ分野の団体に対して同時にヒアリングを行うことで 団体間の議論も生まれた。

【平成 20 年度】

	実施日	実施内容	
パブリック コメント	(第 1 回目) 平成 20 年 7 月 1 日~ 平成 20 年 7 月 31 日 (第 2 回目) 平成 20 年 11 月 4 日~ 平成 20 年 12 月 3 日	第1回目 後期基本計画案 (中間答申) について (意見件数 31 件、7人) 第2回目 後期基本計画案について (意見件数 15 件、5人)	
市民説明会	(第 1 回目) 平成 20 年 7 月 2 日~ 平成 20 年 7 月 5 日 (第 2 回目) 平成 20 年 11 月 21 日	西東京市の現状及び後期基本計画の方向性などについて、 説明会を行った。 (第1回目 意見件数14件、参加者23人(4日間)) (第2回目 意見件数20件、参加者18人)	
ワークショップ (小・中学生向け)	平成 20 年 8 月 13 日	下野谷遺跡公園の見学と、ダイドードリンコアイスアリーナで SEIBU プリンスラビッツの選手とシュート体験なるを行った。 (意見件数9件、参加者27人	
ワークショップ (大学生向け)	(第 1 回目) 平成 20 年 7 月 29 日 (第 2 回目) 平成 20 年 8 月 6 日	大学生を中心として、西東京市のまちづくりについて、学生自らが問題を発見し、課題解決に向けた提言を行うことを目的として実施した。西東京市への主体的な興味・関心を高め、得られた意見を計画に反映するため、フィールドワークとそれに基づく施策提案を2回に分けて行った。(意見件数15件、学生参加者12人)	
まちづくり シンポジウム	平成 20 年 10 月 5 日	一般市民を対象とした著名人による基調講演後、今後のまちづくりについてのパネルディスカッションを行った。 (参加者 約180人)	

(2) 策定の経過一庁内検討部会①

【西東京市総合計画策定庁内検討部会設置要綱】

第1 設置

西東京市総合計画(以下「総合計画」という。) の後期基本計画(計画期間平成21年度から平成25年度まで)の策定に関し必要な事項を調査及び検討するため、西東京市総合計画策定庁内検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

部会は、西東京市総合計画策定審議会条例(平成 13年西東京市条例第162号)に基づき設置した西 東京市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。) の依頼を受け、次に掲げる総合計画の策定に関し必 要な事項について、調査及び検討を行い、その結果 を審議会へ報告する。

- (1) 後期基本計画案の検討に関すること。
- (2) 総合計画策定に係る基礎資料等の収集に関す 事項は、部会長が別に定める。
- (3) 西東京市の施策及び事業等の調査研究に関すること

第3 組織

部会の部員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 企画部財政課長
- (3) 総務部管財課長
- (4) 総務部建築営繕課長
- (5) 危機管理室主幹
- (6) 市民部市民課長
- (7) 福祉部生活福祉課長
- (8) 子育て支援部子育て支援課長
- (9) 生活環境部生活文化課長
- (10) 生活環境部環境保全課長
- (11) 都市整備部都市計画課長
- (12) 都市整備部まちづくり総合調整特命主幹
- (13) 教育部教育企画課長

第4 部会長及び副部会長

部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は企画部 企画政策課長をもって充て、副部会長は福祉部生活福 祉課長及び教育部教育企画課長をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第6 任期

部員の任期は、総合計画後期基本計画の策定が終 了するときまでとする。

第7 関係機関等との協議

部会は、職務の遂行に当たり、関係者及び関係機 関と協議することができる。

第8 庶務

部会の庶務は、企画部企画政策課において処理 する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか部会に関し必要な 事項は、部会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月5日から施行する。 (適用)
- 2 第3の規定の適用については、平成19年6月30 日までの間、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 企画部企画課長
 - (2) 企画部財政課長
 - (3) 総務部管財課長
 - (4) 総務部建築営繕課長
 - (5) 市民生活部市民課長
 - (6) 市民生活部生活文化課長
 - (7) 環境防災部環境保全課長
 - (8) 環境防災部防災課長
 - (9) 保健福祉部保健福祉総合調整課長
- (10) 児童青少年部子育て支援課長
- (11) 都市整備部都市計画課長
- (12) 学校教育部教育庶務課長
- 3 第4の規定の適用については、平成19年6月30日までの間、「企画部企画政策課長」とあるのは「企画部企画課長」と、「福祉部生活福祉課長」とあるのは「保健福祉部保健福祉総合調整課長」と、「教育部教育企画課長」とあるのは、「学校教育部教育庶務課長」とする。
 - 4 第8の規定の適用については、平成19年6月30日までの間、「企画部企画政策課」とあるのは、「企画部企画課」とする。

(2) 策定の経過一庁内検討部会②

【平成 19 年度】

会議	年月日	検討内容
第1回	平成 19 年 7 月 12 日	①庁内検討部会の運営 ②計画策定に向けた各種調査の方法
第2回	平成 19 年 10 月 11 日	①各種調査の報告
第3回	平成 19 年 11 月 7 日	①調査結果報告(概要) ②施策体系(案)
第4回	平成 19 年 12 月 17 日	①調査結果報告 ②事業群・事業 (案) ③後期基本計画構成イメージ
第5回	平成 20 年 2 月 4 日	①施策体系の見直し ②事業 (案)

【平成 20 年度】

会議	年月日	検討内容	
第1回	平成 20 年 6 月 6 日	①計画策定の進め方 ②市民参加手法	
第2回	平成 20 年 7 月 22 日	①市民参加に係る結果及び経過報告(案) ②施策指標(事務局たたき台) ③新市建設計画事業、総合計画・前期基本計画事業の総括(中間報告)	
第3回	平成 20 年 9 月 26 日	①市民参加に係る結果報告 ②施策指標(案) ②後期基本計画素案	
第4回	平成 20 年 10 月 20 日	①市民参加に係る結果報告 ②後期基本計画案	
第5回	平成 20 年 12 月 18 日	①後期基本計画案市民説明会・パブリックコメント実施結果報告 ②後期基本計画答申 (案)	

▶ 基本構想 ◀

1 はじめに〔基本構想策定の目的と視点〕

平成 13 年(2001 年)1 月 21 日、21 世紀最初の合併により、新市「西東京市」が誕生しました。本市は、新市建設計画の基本理念である「21 世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざし、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行ってきました。

この間、我が国における社会経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。

本市においても、経済情勢が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、地方分権の推進とあいまって、市民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られており、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、また、新しいまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し、21世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりをすすめていきます。

基本構想は、いわゆる「西東京市のまちづくり羅針盤」であり、わたしたちの望み〔基本理念〕と、その望みをかなえる理想のまち〔将来像〕を定めています。そして、この基本構想の策定にあたっては、まちに暮らす人の目線の重視、一人ひとりがいきいきと輝く環境づくり、自然との共生の実現、さまざまな分野の人々との連携・協働、安定したサービスを提供できる自治体経営などの視点を大切にしながら策定しました。

2 この計画をつくるにあたって〔計画のフレーム〕

以下のような条件のもと、この計画をつくりました。

●目標年次●

平成 25 年度 (2013 年度) をこの計画の目標とします。

●想定人口●

平成25年度における想定人口は、おおむね19万2千人とします。

本市の人口は、昭和55年以降一貫して増加してきました。国勢調査データによると、昭和55年(1980年)に158,234人であった人口は、20年後の平成12年(2000年)には180,885人となり、22,651人(14.3%)の増となっています。今後は、増加傾向はやや鈍化し、平成25年の目標年次における人口予測については、おおむね192,000人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」(平成14年3月)より〕

●土地利用について●

本市の土地の利用用途は、住宅地の割合が非常に高く、今後も住宅を中心としたまちとして、良好な住環境を確保する必要があります。また、住宅地以外にも、駅周辺の商業地や工業集積地など、市の活性化と地域の生活を支えるための発展的な土地利用が求められているところもあります。

人々が暮らしやすい環境を保つため、現在の市街地の特性や将来の望ましい姿を踏まえて、土地利用については、次の2点を基本方針とし、都市計画マスタープランを策定していきます。

(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進

戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地と、住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地に大別し、土地利用を図ります。

(2) みどりの保全を基調とした土地利用の推進 公園・緑地の整備や生産緑地、農地、屋敷林、樹林地の保全と育成を図り、緑化を 促進します。

また、都市計画マスタープランにおいて地域別構想を定め、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていきます。

●まちづくりの課題●

<市民に愛されるまちをめざして>

21世紀最初の合併により誕生した本市は、これまでの歴史や伝統を大切にしながらも、将来にわたって大きな可能性をもったまちとして、市民とともに、この西東京市を「住みたいまち」「住みよいまち」に育てていくことが求められています。

また、本市がもつ各種の資源を活かしながら、「西東京市のアイデンティティ (CI)」を確立し、そして、まちの個性や魅力を築いていくことも大切です。

<地方分権と住民自治>

まちづくりや福祉など、市民に身近な課題について、いつ・どのようにすすめるかなどを 決める権限が、国や都道府県から市町村へと移譲されつつあります。このことによって、こ れまで以上に市に自己責任能力が求められることになり、職員の政策立案能力がいっそう重 要になります。また、市民自身も責任をもって主体的にまちづくりに参加・参画していくこ とができるよう、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の 意向を市政運営に的確に反映できるしくみをよりいっそう充実させていくことが必要です。

計画的にまちづくりをすすめるためには、「計画-実行-評価-改善」といったサイクルを市民と行政が協力しながらすすめていく必要があります。

<少子高齢化への対応>

本市においては、当面、子どもの数が大きく減ることはないと推計されています。全国的に少子化がすすむのに対し、本市の子どもの数が一定を保つということは、子育て環境のよりいっそうの充実が求められているといえます。安心して子育てのできるまちとして、まちの魅力を高めていく必要があります。

一方、高齢者は今後 10 年で増加すると予想され、市総人口に占める割合もますます高くなります。市民の多くは、介護が必要となった時の安心を求めており、福祉サービスを質・量ともに充実する必要があります。また、多くの高齢者は、これまでに培った経験と多様な能力を発揮できる活躍の場を求めています。高齢者の活躍できる社会の構築がこれからのまちづくりには欠かせません。

<快適な生活環境の整備>

本市は、住宅都市として多くの市民が暮らしを営むまちであり、道路・市内交通の整備・ 充実を望む声が大きくなっています。快適な居住空間の整備と、多くの人が集まる駅周辺の 整備、道路・交通環境の整備をバランスをとりながらすすめていく必要があります。

市内の緑地環境は、農地や屋敷林などの民有地のみどりに依るところが多い現状であり、 宅地化や土地利用の転換などによって減少していく可能性があります。こうした農地・民有 地のみどりの保全が課題になっているほか、身近なみどりの活用・創造を望む声も大きく、 うるおいとやすらぎのまちづくりが求められています。

<循環型社会の構築>

近年、市民の環境意識の高まりとともに家庭ごみの排出量は減っていますが、一方で事業系ごみの排出量は増えています。ごみの処理量を減らすのみならず、ごみ・リサイクルシステム全体における環境への負荷を減らしていくために、リサイクルの前にリユース(再使用)、ごみとなるものを購入しないなどを実践していくことが必要です。

また、地球環境問題(地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少など)が深刻になっており、限りある資源をどう使い、地球規模の環境をどう守るかということが大きな課題となっています。

そのためには、私たちの生活や事業活動を見直すことが大切であり、環境に配慮した循環型で持続可能な地域社会へと移行していく必要があります。

<情報化への対応>

情報技術の進展により、さまざまな情報のやりとりを容易に行うことができるようになっています。その進化は日々めざましいものであり、市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく必要があります。

一方、市民のだれもが、いつでも必要な情報を入手できたり、市民の考えや自分の考えも容易に伝えられるようにするためには、パソコンや携帯電話などの IT 機器を保有していない、あるいは使いこなせない市民に情報格差が生じないように配慮する必要があります。

また、市民が安心して情報のやりとりができるようにするために、個人情報の保護とセキュリティ対策にも十分配慮する必要があります。

3 わたしたちの望み〔基本理念〕

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

西東京市に暮らして、まちを楽しんでいる人はどれだけいるでしょうか?

今、多くの人の生活は、まち(地域)に縁遠くなりつつあります。市外での活動が多いために家の周辺のことを知らなかったり、市内で活動していても、近くにどのような場所があり、どのような人が住んでいるかわからないことがあるからです。

まちにはいろいろな「ひと・もの・こと」があります。例えば、ちょっとの時間子どもを見てくれる近くの人はいるか、ふらっと散歩できるところはどこか、もし災害が起きたとき、自分はどうしたらいいのか。そのような人や環境などのさまざまなまちの姿を知り、つながりをもつことで、私たちは安心感を得て、元気に活動することができます。

"住む地域とのつながり"をもち、"一人ひとりがいきいきと輝く"ことは、まちに暮らす人の生活に欠かせない楽しみを生み出します。そして、「まちを楽しむ」気持ちは、住むまちを誇り、愛する気持ちをもたらすことにもなります。さらに、そのような人々が暮らすまちには、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」や、人と人とのコミュニケーションにあふれた「ふれあい」が息づきます。

『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』ことが、私たちの望みです。

4 理想のまち〔将来像〕

「私たちの望み」をかなえるまちとは、どのようなまちでしょうか。

私たちの暮らしにはさまざまな場面があるため、「私たちの望み」はいくつもの顔をもっています。 そこで、生活者の視点から考えて4つの「理想のまち」を掲げます。

この理想のまちをめざしてプロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

豊かで 活気あるまち みんなで 支えあうまち

ほっと やすらぐまち ひと・もの・ことが 育つまち

理想のまち 豊かで活気あるまち

魅力あるまちは、人や企業、情報やものが集まり、何かを生み出す可能性にあふれています。 そこでは、買い物や通勤・通学などの日常生活や、 事業所や商店街、農地における生産活動など、人が生活しやすく活動しやすい状態が実現されています。

このようなまちの姿に近づくためには、人や企業、団体等が自由に活動できる環境が必要となります。利便性の高い公共交通・道路、生活サービスを提供する施設の集積、活気ある産業が根づくしくみがあり、と同時に、人が集う空間が創出されていることが大事です。また、そのような状態をつくりだすことで、生活の負荷が少ない「職住近接」が実現し、人間の感覚や行動に適合した快適な生活を営むこともできます。

さらに、そのように人が息づく環境には、前提として一人ひとりが尊重され、その生き方が大切にされていることが大事であり、自由な活動や考えを発揮できることも必要とされます。

理想のまち ひと・もの・ことが育つまち

私たちが生活をおくるなかで、例えば映画や音楽、スポーツなどを"知りたい""楽しみたい"、地域や社会のことを"学びたい"と感じる場面があります。このようなとき、手軽に知り、のびのびと活動することができ、楽しく学ぶことができる機会・場所が身近にあることは重要です。

子どもから大人まで市民が育ち、力を発揮できる環境として、また市民主体の活動を支える人材づくりとして、文化・スポーツ施設などの「娯楽や趣味を楽しむ場」や、学校・生涯学習施設などの「知識を得るための場」、さらにボランティアなどの「活動する場」づくりが求められています。

それと同時に、場だけではなく、知りたい・学びたいと思う歴史資源づくりや文化の創造、情報の受発信ができるしくみの提供、市民のネットワークづくりも重要です。

このような西東京に暮らす市民が育ち、地域資源が活かされ、活動が活気づく「ひと・もの・ことが育つ環境」が理想です。

理想のまち ほっとやすらぐまち

都市の生活で"快適さ""やすらぎ感"をもたらすもののひとつにみどりや自然がありますが、本市では、農地や雑木林、樹木や川など、数多くの自然を保有しています。それらの自然を守り、「みどりの散歩道」や「市民の憩いの空間」として活かすことにより、自然と共生するやすらぎの生活を実現することができます。

さらに、みどりだけではなく、安心できる空間 や人とふれあえる場によっても私たちはやすらぎ 感を得ます。例えば、「安全に歩くことができる道路」や「気軽に集える施設」や「人と人とのコミュニケーションのある商店街」などにより、安心できる環境で生活することができます。

都市機能の利便性の向上と同時に、このような「やすらぎを感じる身近な空間」をつくっていくことが大切です。

理想のまち みんなで支えあうまち

高齢社会への対応や商業集積地の魅力づくり、地域コミュニティの再生、省エネ・リサイクル等、今、まちは多くの課題を抱えています。これらへ対応できる地域の活動やしくみの再構築は不可欠となっています。西東京市が住みよい地域として存続し、自立していくためには、市民や企業、行政、NPO等が協働し、地域のサービス・産業・資源をお互いに活かしあい、支えあうしくみが必要です。

「支えあいのしくみ」とは、福祉サービスの充実、地域産業と地域消費の活性化、みどり豊かな自然環境の保全、資源循環の推進などであり、一つひとつのサービスの充実にとどまらず、複合的に連動したしくみのことです。また、このしくみには、それを担う人やコミュニティ、ボランティアが主体的に育ち、互いに影響し、向上しあう環境が求められます。

だれもが安心して暮らすことのできる地域を つくるために、このような地域の資源である「ひ と・もの・こと」を見出し、育て、活かし、つな げることにより、みんなで支えあう行動を生み出 すことが大切です。

5 まちづくりの方向

わたしたちの望み

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ



~**創**造性の育つまちづくり~

市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

~**笑**顔で暮らすまちづくり~

だれもが生きがいをもって豊かな人生をおくる ためには、心身ともに健康であると同時に、地域で の人と人とのふれあいが大切です。

市民が共に支えあいながら、地域のなかで安心していきいきと健康に暮らし、自立した生活を営むことのできるまちづくりをすすめます。

~環境にやさしいまちづくり~

市民みんながやすらぎ楽しめる自然環境と、安全で持続可能な生活環境は、これからのまちづくりには欠かせない要素です。

居住環境の心地よさをつくり出す豊かなみどりを 守り育てるとともに、地球にやさしい循環型のしく みを整えたまちづくりをすすめます。

~**安**全で快適に暮らすまちづくり~

だれもが安全で快適に暮らしていくためには、計画的な都市基盤の整備や都市の安全性の確保は欠かせません。

快適な居住空間の整備と駅周辺・道路・交通環境の整備により、日常生活における市民の利便性の向上を図るとともに、防災・防犯に取り組むなど、安全に暮らせるまちづくりをすすめます。

~活力と魅力あるまちづくり~

産業構造が変化するなか、市民や企業、行政相互 による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれ ています。

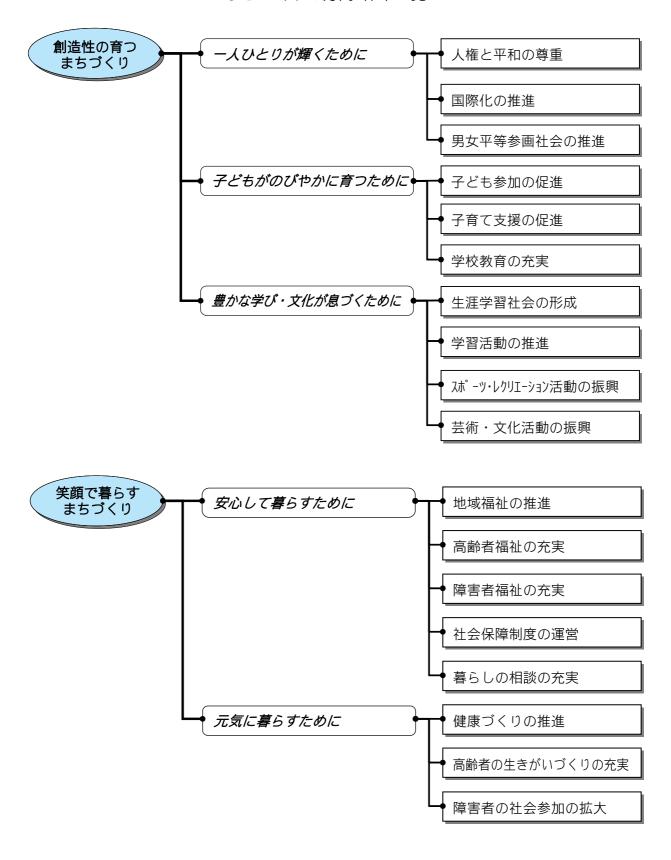
これからは、市内に根づく活力ある産業を支え、 新たな産業育成を図るとともに、市内外から人が集 まる魅力あるまちづくりをすすめます。

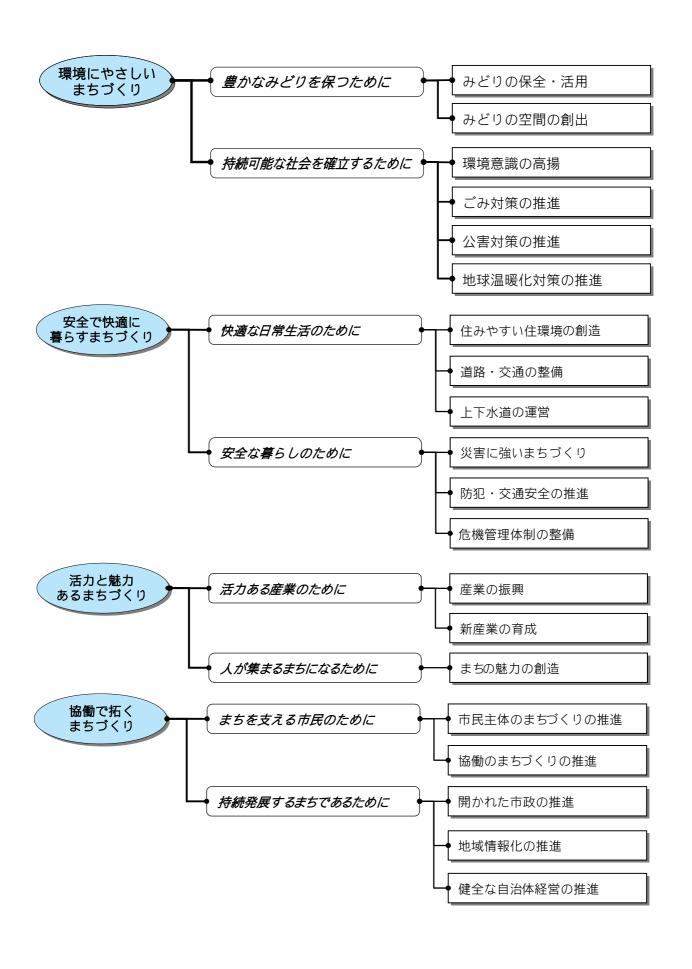
~**協**働で拓くまちづくり~

多様化する市民ニーズに対応したまちづくりに は、市民と行政のパートナーシップによる推進が不 可欠です。

これからは、地域での市民の活動を支えるとともに、市民みんながまちづくりに参加できる機会を増やし、市民・企業・行政等が共に力を合わせて持続発展できるまちづくりをすすめます。

■ まちづくりの方向 体系一覧 ■





■ まちづくりの視点 ■

創造性の育つまちづくり

一人ひとりが輝くために〔創 1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・ 文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

子どもがのびやかに育つために〔創 2〕

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていきます。

また、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

豊かな学び・文化が息づくために〔創3〕

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

笑顔で暮らすまちづくり

安心して暮らすために〔笑1〕

超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態やしくみが変化しているなか、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携により取り組んでいく、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

元気に暮らすために〔笑2〕

生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりをすすめていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図るとともに、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みをすすめていきます。

また、高齢者や障害者が、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できるしくみを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生をおくることができる地域社会を実現します。

環 境にやさしいまちづくり

豊かなみどりを保つために〔環1〕

豊かなみどりは私たちにやすらぎや潤いを与えるとともに、多様な生物が生息する環境となります。本市は、都心に近いにもかかわらずみどりの豊富なまちです。しかし、樹木・樹林・屋敷林や農地などは、今後、都市開発や相続などにより失われていく可能性があり、これらの保全が大きな課題となっています。

これからは、公園や残された緑地を保全するとともに、街路や公共施設における緑化をすすめ、新たなみどりの空間を創出するなど、みどりにふれ、やすらぎを得られる都市環境を整備していきます。また、農地や樹木、樹林、生垣などを維持できるしくみを整えると同時に、市民が積極的に行う緑化活動を支援し、身近なみどりを創り出す施策を展開していきます。

さらに、自然が少なくなった市街地においても、動植物・野鳥・昆虫など身近な生き物の生息空間 を確保し、日常生活のなかで自然とふれあえるよう、人と自然環境の健全な共生をめざします。

持続可能な社会を確立するために〔環2〕

地球温暖化や環境汚染など地球規模で問題とされている環境問題や、大都市圏にみられるヒートアイランド現象は、ひとつの市だけで解決できる問題ではありません。しかし、個人一人ひとりや事業者が行動を変えていくことの積み重ねが大切であるとともに、広域的な取り組みも必要となっています。

地球環境保全に向けて本市では、環境に配慮した行動を推進するために、目標設定やその達成状況の点検などのしくみをつくるほか、学校や地域での環境学習を充実させ、意識づくりに取り組みます。また、ごみの減量や資源化など循環型システムの構築、省エネルギーや新エネルギーの計画的な導入による地球温暖化対策をすすめていくなど、環境を大切にするまちを実現します。

安全で快適に暮らすまちづくり

快適な日常生活のために〔安1〕

住みやすい住環境を創っていくために、市民・事業者・行政が連携協力して、まちづくりの理念や計画を作りあげていくとともに、地域に対する愛着や誇りをもてるまちづくりを積極的にすすめていきます。なかでも多くの人が集まる駅周辺の整備は、道路や自転車の問題などとあわせて取り組んでいきます。

また、市民意識調査では道路・交通環境の整備への要望が高いため、安心して歩ける道路をめざし、 幹線道路と生活道路の計画的な整備をすすめていくとともに、多くの市民に利用されているコミュニティ バス(はなバス)のよりよい運行に向けた取り組みをしていきます。さらに環境にやさしい身近な交通手 段である自転車が活用されるよう、自転車交通環境の整備や自転車駐車場の整備をすすめます。

水道事業は安全な水を安定して供給していくため、水道施設の維持管理や水質の安全確保に努めていきます。また、下水道事業は面的な整備はほぼ100%を達成しているため、適正な維持管理と安定した経営に努めていきます。

安全な暮らしのために〔安2〕

阪神・淡路大震災などの教訓をもとに、災害に強いまちづくりが望まれています。地震や火災などの災害時に対応する防災基盤・ライフライン、緊急体制や地域住民と連携した防災活動など、計画的に危機管理に備えていきます。

また、台風や集中豪雨による都市型水害に対応するため、溢水地域の整備や河川改修・公共施設などへの治水対策を総合的にすすめ、都市における安全の確保を整えていきます。

あわせて、犯罪の予防や交通安全なども地域で力をあわせ、日ごろから市民みんなで取り組み、安心安全なまちづくりをめざします。

活力と魅力あるまちづくり

活力ある産業のために〔活1〕

市場のニーズに応じて産業構造が変化するなか、本市においては農業の経営耕地面積の減小、大手工場の移転や規模縮小、また、近隣地域の活性化による購買流出などの動きが見られます。一方、農業は食の新鮮さ、安全性、農地の保全の観点からの期待が高く、地域での流通・販売の促進が求められています。工業では、技術力の高い小規模工場の今後の発展が期待されます。また、商業においては、市の人口密度の高さなど商業環境を取り巻く潜在的可能性は高く、活力のあるまちづくりのために、商業の活性化は欠かせないものです。

地域経済の維持・発展のために、既存産業の新たな展開や、よりいっそうの振興を図るとともに、 労働環境の向上をめざします。

さらに、これからは時代に対応した新たな産業の開発がしやすい環境をつくり、コミュニティビジネスやベンチャービジネス、SOHOなどの起業家支援や商店街活性化のための創業支援、産・学・公の連携等を推進していくなかで、地域の活力の創出を図っていきます。

人が集まるまちになるために〔活2〕

まちの活力を維持するためには産業の活性化はもとより、人が集まるまちづくりが大切です。そのための魅力づくりとして、市内のみどりや川などの自然を保全、活用しながら、自然空間の憩いの環境づくりが必要となります。

日中や休日に訪れることのできる憩いの場や、水やみどりに親しみ遊べる場など、人が集いやすい環境を整備していきます。また、全市的なまちの魅力の創造として、市内に存在する自然環境を活かした散歩道などを整備し、それらを楽しむための散歩会や散策ルートの設定などの活動づくりをすすめるほか、多様な観光資源を見出し活かす方策の検討を行い、人が集うまちを実現します。

働で拓くまちづくり

まちを支える市民のために〔協1〕

まちに暮らし、まちを支える市民が自分たちのまちを創っていく、この市民主体のまちづくりをすすめるために、地域における良好なコミュニティづくりが求められています。人と人とのつながりを深めるため、活動の支援や活動の場の充実を図り、あわせて団体間のネットワークづくりなど、地域での支えあいを支援していきます。さらに、市内での交流にとどまらず姉妹都市との交流、世代間交流などふれあいの機会を創出していきます。

また、まちづくりの推進に市民との協働が重要になってきました。市民の参加を推進するとともに、市民と市とがそれぞれの役割を自覚し、相互に補完し協力する必要があります。また、ボランティア活動支援の推進を図り、行政とNPOや各種団体との連携を構築していきます。

持続発展するまちであるために〔協2〕

市民と市が協働でまちづくりをすすめていくために、情報の共有化を図るとともに市政運営の透明性を高めていく必要があります。開かれた市政をすすめるため、情報公開や情報提供をいっそう充実するとともに、市民の意見や提言等についての受信体制を強化し、双方向の情報提供のしくみを整えていきます。

近年の情報処理・通信技術の目覚しい進歩により、あらゆる場面で情報化が進展し、インターネットを主流とした情報伝達基盤の構築がすすんでいます。市では地域情報化を計画的に推進しているところですが、情報格差の解消やセキュリティの確保にも配慮した取り組みが必要です。

また、新たな行政需要や地方分権への対応、行政サービスの主体が多様化するなかでの行政運営のあり方、国・地方を取り巻く厳しい財政環境のなか、今後とも計画的な行財政改革を推進していく必要があります。さらに、わかりやすい行政評価制度の確立や、行政サービス体制の見直しをすすめていくとともに、広域行政の取り組みやふたつに分かれている市役所庁舎の課題改善に取り組むなど、効率的な行政運営をすすめ、持続発展するまちを実現します。

★ 新市建設計画重点施策 (アクションプログラム)

新市建設計画重点施策(アクションプログラム) 1 (仮称)合併記念公園の整備

(仮称) 合併記念公園は、東京大学原子核研究所の移転に伴い、広さ約 45,600 ㎡の跡地に西東京市の誕生を記念したシンボル的な公園として整備する計画です。

公園には、子どもの遊び場、みどりへの親しみ、災害時の避難場所など、多様な用途があり、市民の期待や要望も高くなっています。そこで、(仮称)合併記念公園は、「自然・人・生き物のふれあいの場」との考えを基に、市民ニーズを反映した「ゆとり」と「活気」のある公園として、また市民参加により継続的に守り育てていく公園、さらに防災機能を付加した公園をめざして整備をすすめています。

市民に親しまれるとともに、市外の人たちにも利用してもらえ、地域全体の活性化につながるような公園づくりを行っていきます。

〔施策の展開〕

●市民との協働による愛される公園づくり

多くの市民が楽しんで利用できる魅力ある公園をつくっていくためには、市民の意見を広く取り入れるとともに、市と市民が適切に役割分担しながら、維持・管理を協働で進めることが求められます。

公園ボランティアなど、園内の自然環境や施設の維持・管理に市民が積極的に参加できる しくみを整え、市民の意向を反映した公園をつくっていきます。

●市民のふれあう場としての公園づくり

本市では、幼児期から青少年まで、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の確保が求められています。また、子どもだけでなく、高齢者を含めて地域のさまざまな人たちとの交流を楽しみ、いろいろな過ごし方のできる場も望まれています。

これらのことをふまえ、市民まつりなどのイベント、地産地消をとり入れた朝市や園内での教養活動を開催することのできる施設、遊び場等を整備し、だれもが自由に集い、遊び、世代を超えた交流など、多様な体験やコミュニケーションが展開できる「人が集まる公園づくり」をすすめていきます。

●誰もが楽しめる施設整備

公園は、さまざまな人びとが集まる場として、だれもが利用しやすく楽しめる環境を実現する必要があります。

拠点施設となるパークセンターや園路などの整備には、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、多くの人々が集まり「ゆとり」と「活気」が感じられる公園施設の整備をめざしていきます。

●環境に配慮した施設整備

これからの施設は、地域の自然環境に配慮した設計や地球環境にやさしい太陽光発電などの新エネルギーの導入、剪定枝の堆肥化などのリサイクルのしくみを取り入れていくことが大切です。(仮称) 合併記念公園でのさまざまな施設整備においても、これらの環境に配慮した施設設計やしくみを取り入れていきます。

また、豊かな自然環境を残す公園として、緑や昆虫や野鳥などの生息維持・拡大を図り、自然観察や環境学習を楽しむことができる機会づくりも求められています。

自然環境や新エネルギー、リサイクルなどに取り組むことにより、環境問題について市民とともに考え、行動できる公園づくりを行っていきます。

●広域避難地としての機能整備

オープンスペースを有する都市公園には、災害時における防災機能が重要な役割のひとつとなっています。

(仮称) 合併記念公園は、広域避難地である東京大学農場・演習林と隣接していることから、広域避難地の機能を補う公園として、また延焼防止帯、避難地、災害復旧拠点としての防災機能を備えることが要件となります。

また、大規模な災害から住民の生命を守る防災拠点として、防災備蓄倉庫や防火水槽などの施設整備を行っていきます。

新市建設計画重点施策(アクションプログラム) 2 コミュニティバスの運行

本市は、東西に西武新宿線・西武池袋線の鉄道2路線が横断し、両線の5つの駅間を、南北のバス路線が結ぶ交通体系となっています。

しかし、これらバス路線は、運行経路が幹線道路のみであるため、利用圏域が狭く、いわゆる公共交通の空白地域が存在していました。また、高齢者の増加に伴い高齢者等が利用しやすい交通ニーズの高まりに加えて、新市発足後の全市的なネットワークの形成が必要となってきました。このため、平成14年3月より市内4ルートの「はなバス」の運行を開始し、市民の身近な足として、利用されています。

これまで、順調に利用者も増加し、平成15年6月20日には運行開始から1年3か月で利用者100万人を達成するなど、市民に親しまれるようになってきています。今後は、より利便性を向上させるための検討をすすめるとともに、夢のあるまちづくりやまちのイメージ向上に貢献できるコミュニティバスとして充実を図っていきます。

〔施策の展開〕

●公共交通空白地域の解消

公共交通の空白地域である田無駅南西部地域や、西武池袋線北側の地域、谷戸新道と都道 233 号線の中間地域を中心として、狭い道路幅員や交差部および不整形な道路線形における 安全性を考慮しながら、公共交通空白地域の解消に努めていきます。

また、渋滞や踏切待ちなどのさまざまな交通事情を踏まえ、公共施設や駅・商店街等への アクセス向上などを考慮し、適宜、既存ルートの見直しや延長を行い、運行の定時性の確保 や利便性の向上をめざしていきます。

●都市計画道路の整備にあわせた将来運行ルートの増設

現在、市内では都市計画道路の整備がすすめられていますが、その完成にあわせ、公共交通空白地域の解消をめざして、新たなルート運行の検討を行っていきます。特に、保谷庁舎周辺の行政サービス拠点やひばりヶ丘駅周辺の商業中心拠点を結ぶ新ルートについては、早期の実現をめざしていきます。

●市民の利便性の向上

多くの人に親しまれるコミュニティバスとするためには、さまざまな人々が利用できる条件を整える必要があります。

「はなバス」では、高齢者や子ども、障害者など、いわゆる交通弱者が、気軽にバスに乗って余暇活動や買い物、通院、通学などができるよう、車両やバス停周辺のバリアフリー化、安全性の確保をめざしていきます。

また、住民のニーズにあわせて、運行時間・便数などのダイヤ改正や、乗車料金の一律 100 円の維持に努めるなど、今後も可能な限り多くの市民の意向を反映させながら、利便性の向 上を図っていきます。

●地域間移動における利用者増加に向けた取り組みの推進

市民の足である「はなバス」の利便性を維持・向上していくためには、相当額の収入を確保し、市の財政負担を軽減していく必要があります。そのためには、利用者を増やすことが必要です。

これまで、利用者のあまり多くなかった市内の事業所や学校への通勤・通学者などの利用促進のため、事業所や教育機関等への広報・PRをはじめ、鉄道からの乗換時間を考慮したダイヤ編成等による利便性の向上を図っていきます。

また、「はなバス」は、地域に密着したコミュニティバスとして、住宅地と商店街・公共施設等に連絡を図れることから、住宅地から商店街等への買物客の誘導や公共施設へのアクセス性が利用者のメリットとなります。たとえば、商店街と連携した買物優待券の発行や、「はなバス」のイベントの企画など、地域との関わりや、高齢者などの活動区域を広げる取り組みを進めることにより、利用者増加をめざします。

さらに、コミュニティバスは買い物だけではなく、市内のさまざまな資源(公園、学校、公共施設など)にアクセスできるため、まちの豊かさを楽しむことができます。西東京市の自然や歴史など、多くの資源を楽しむ散策ルートの設定や散策イベント等とのタイアップにより、市内外の多くの人が西東京市で過ごせるような取り組みも検討していきます。

新市建設計画重点施策(アクションプログラム) 3 _______ 地域情報化の推進

インターネットなど IT (情報技術) を利用して、時間や場所または立場や世代にとらわれない「新しいかたちのコミュニケーション」が生まれてきています。

IT を有効に活用すれば、行政サービスの向上や、市民のふれあいによる地域の活性化を図っていくことが可能となります。情報化は、市民の暮らしや地域経済、行政へとますます広がってきています。これからは、市民・事業者・行政の連携を、よりいっそうすすめていくことが必要となります。

そのために、環境、保健・医療・福祉、そして災害などの情報を的確かつ迅速に市民へ提供していく「安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)」、次代を担う子どもたちの IT 機器への親しみをはじめ、あらゆる層の市民による地域の交流を活性化する「楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)」、地域経済の活性化や雇用の拡大、交通情報の提供など都市機能を高める「うるおいある元気なまち(キラキラ情報化)」、市民がサービスや情報を簡単に利用できる「便利で快適なまち(ラクラク情報化)」、の4つの視点で、地域情報化をすすめていきます。

〔施策の展開〕

●安心して健やかに暮らせるまち(イキイキ情報化)

市民が安心して健やかに生活するためには、保健・医療・福祉、防災・防犯、環境に関する情報を安心して便利に受けられる環境を整える必要があります。

保健・医療・福祉サービスでは、関係団体や医療機関などの理解と協力を得ながら、情報の共有化をすすめ、情報やサービスをわかりやすく一元的に提供できるシステムの整備を推進します。

平常時の防災情報はもとより、災害発生時に住民が最適な行動をとることができ、災害状況・安否情報をさまざまな方法で市民が把握できる災害情報提供システムの整備を図ります。

また、環境学習を支援する環境情報提供システムを整備し、情報の提供に加えて地域全体の環境やリサイクル意識の向上を推進します。

●楽しく豊かなまち(ワクワク情報化)

情報化社会を楽しく豊かに生活するためには、学校での情報教育環境や、あらゆる層の市民が学習活動等の情報の入手できる環境、まちづくりなどに市民の知恵を集約するしくみの整備が必要となります。

児童・生徒がインターネットを活用して情報発信を行えるような学校のホームページの活用や、不登校児童をサポートするネットワークシステムの構築により、学校・家庭・地域を結ぶIT活用を推進します。

また、生涯学習情報を一元的に提供できる生涯学習情報システムの構築を図り、市民交流の活性化の推進を行います。

さらに、市民が自由にコミュニケーションできる電子会議室や、地域活動情報ポータルサイトによる一元的な情報提供をとおして、市民の情報活用の利便性向上をめざします。

●うるおいのある元気なまち(キラキラ情報化)

地域経済が活性化し、うるおいのある元気なまちを実現するためには、地域の店舗・商品情報等のイメージを 高める情報が発信される環境や、就職情報等をいつでも利用できる環境、交通情報等を的確に提供する環境の整 備が必要となります。

ホームページなどを利用して、商店・商店街や市民が感じた西東京らしさの情報を発信できる環境を充実していきます。商店等のインターネット活用を促進するため、事業者を対象とした IT 活用の支援を行いながら、商店や商品のデータベースを構築し、生活者の消費行動に供します。

また、交通機関利用者の利便性を図るためのバスロケーションシステムや、駐輪場情報の提供を推進します。

●便利で快適なまち (ラクラク情報化)

便利で快適なまちを実現するためには、利用者が利用したいサービスや情報をいつでも、どこでも、簡単に入手できる環境を整える必要があります。

行政サービスにおいては、住民票等の自動交付機の設置場所の拡大、電子申請システムの構築により、市民の利便性向上に努めます。また、電子入札システムによる公共工事入札の迅速化および不正行為の防止を図ります。また、市のホームページを充実させ、市が提供するサービスや保有する情報を積極的に公開し、市民が容易に要望や意見を伝えられるしくみの構築をめざします。

さらに、行政改革推進のため、電子決裁システムを構築し、行政事務の簡素化・効率化を図ります。あわせて、インターネットの活用に向けたセキュリティ対策の充実や、職員のIT活用意識の向上に努めます。

新市建設計画重点施策(アクションプログラム) 4 ひばりヶ丘周辺のまちづくりの推進

ひばりヶ丘駅の乗降客は1日あたり約6万5千人と、市内では田無駅についで多く、駅周辺は商店街・公共施設が集積しており、市民はもとより隣接市からも多くの人々が集まり、このエリアの商圏の中心に位置しています。

ひばりヶ丘駅周辺地域は旧市の市域が入り組んでいたため、これまで一体的な整備が行われてきませんでしたが、合併に伴い総合的な整備を中長期的に推進します。ひばりヶ丘駅前という立地条件を活かし、鉄道の利便性とにぎわいのある商業環境を備えた、利便性の高いまちづくりをめざします。

また、これらの整備を推進するうえでは、バリアフリーの観点を十分留意し、バリアフリーネットワークの形成に努めます。

〔施策の展開〕

●ひばりヶ丘駅南口

ひばりヶ丘駅南口は、都市基盤整備公団が整備を計画している都営亦六住宅跡地の開発を中心に、駅前立地の利便性を活かし、さらなるまちの活性化が図れるよう、周辺整備をすすめていきます。

このため、駅前広場周辺の低未利用地の有効活用を検討するとともに、都営亦六住宅跡地周辺では、土地開発公社により先行取得した用地を有効に活用しながら、公共施設や公共自転車駐車場などを整備していきます。

これにあわせて、関連する市道を生活道路として拡幅整備し、歩車の分離を図り、安全性・快適性を高めます。

●ひばりヶ丘駅北口

ひばりヶ丘駅北口は、小規模店舗が立ち並ぶ市道沿いの商店街となっていますが、道路幅員が十分ではなく、特に線路を横断する道路は車両の交通量が多く、歩行者の安全確保が課題となっています。また、住宅地の中には、行き止まりの道路も多く、緊急車両が転回できない等の問題や、防災上の問題などがあります。

これらの課題を解決するためにはいろいろな手法が考えられますが、商業地としての役割を確保しながら、良好な住環境を整えていくためには、地域住民の意見を尊重しながら、計画的なまちづくりをすすめていくことが必要です。

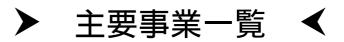
このため、早期に地域整備のための基本構想を策定したうえで、市街地と住宅地の調和したまちづくりを目標に、関係権利者をはじめ関係機関等と連携しながら、駅前広場の整備や魅力ある商店街の形成をはじめ、都市計画道路や生活道路の整備、良好な住宅地の整備に努めていきます。

●南北通路の整備

ひばりヶ丘駅周辺の南北一体の活性化を念頭においたまちづくりをすすめるため、鉄道を 横断する手段として都市計画道路や駅舎の自由通路などの整備をすすめていきます。

●パリアフリーネットワークの形成

ひばりヶ丘駅周辺地域では、ハード・ソフト両面から、人にやさしいまちづくりをめざします。そして、バリアフリーのモデルとなるような新しい地域づくりを実現し、誰もが安全・安心・快適に移動できるバリアフリーネットワークを形成していきます。



後期基本計画主要事業一覧

区分	事業名	基本計画 区分	7	組北		事業名
性の	- 育つまちづくり					
訓 1	一人ひとりが輝くために					
人	権と平和の尊重(創1-1)					
	人権啓発活動、人権教育、人権相談		←	重点	点化	人権啓発活動、人権教育、人権相談
	平和に関する学習・啓発活動、平和祈念式典への市民派遣		←	重点	点化	平和に関する学習・啓発活動、平和祈念式典への市民派
国	 際化の推進(創1-2)					
	国際化推進事業			←	_	国際化推進事業
	多文化共生の推進		←	変	更	国際交流組織の設立について検討
	外国人英語指導助手による指導		←	変	更	外国人英語指導補助員の派遣
				見画	直し	国際友好都市について調査
	日本語ボランティアの養成					日本語ボランティアの養成
	外国語版生活情報誌の作成			÷		外国語版生活情報誌の作成
男	女平等参画社会の推進(創1-3)					
	男女平等参画推進委員会の運営等	合併		+	_	男女平等参画推進委員会の運営等
	男女平等参画に関する意識啓発	合併	←	変		情報誌の発行、フォーラム・講演会の開催
	相談・支援機能の充実	合併	-			女性相談の充実
	THE STANDED TO SEE		-			(仮称) 女性センターの整備
 訓 2						(MIII) MILES TO THE MA
	ども参加の促進(創2-1)					
	子ども家庭支援センターの運営(子どもの権利の啓発、相談体制の充		1	_	_	
	実) (創2-2で再掲)	合併	←	変	更	子どもの権利の啓発、相談体制の充実
	子どもの権利に関する条例策定事業	新規			規	
	児童館施設の建替(ひばりが丘、下保谷児童館)	合併	1_	क्र	亩	児童館施設の建替(北原、ひばりが丘、下保谷児童館
		ロИ		24.		建省/
	児童館施設の改修					児童館施設の改修
	青少年センター機能の整備	合併	←	変	更	青少年センターの整備
	青少年育成地域活動の支援	重点		+	-	青少年育成地域活動の支援
	プレイリーダーの養成		←	変	更	プレーリーダーの養成について検討
子	育て支援の促進(創2-2)					
	ファミリー・サポート・センターの運営	合併・重点		+	-	ファミリー・サポート・センターの運営
	病後児保育室の運営	合併		+	-	病後児保育室の運営
	子ども家庭支援センターの運営(学習機会の充実、子育て活動団体の	合併・重点	←	変	₽	学習機会の充実、子育て活動団体の育成・支援、子育 支援ネットワークづくり
	育成・支援、子育て支援ネットワークづくり) (創2-1で再掲)		1			
	乳幼児医療費助成制度等の実施		←			乳幼児医療費助成事業の実施
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施					ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施
	ひとり親家庭医療助成事業の実施		-		_	ひとり親家庭医療助成事業の実施
	保育園施設の建替(すみよし保育園)	合併	←	変	更	保育園施設の建替(みどり、田無、西原、すみよし 園の建替)
	保育園施設の大規模改修			+	_	保育園施設の大規模改修
	保育園施設の耐震改修	新規	-	新	規	N. H. Education (Application)
	(仮称) ひばりが丘団地内保育園の整備	191790	-			
	子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施					子育て相談、交流広場、一時保育事業の実施
	保育サービス第三者評価制度の実施		_			福祉サービス第三者評価制度の実施
	認証保育所の運営		1	~ +		認証保育所の運営
	保育園の民間委託の実施			家		保育園の民間委託に向けた検討
	学童クラブ施設の建替(ひばりが丘、下保谷学童クラブ)	合併				学童クラブ施設の建替(下保谷学童クラブの建替)
	学童クラブ施設の改修	μл	1			学童クラブ施設の改修
	子里グラブル成の以下 知的障害者放課後対策事業の活動支援					子里グラク心はのはで 知的障害者放課後対策事業の活動支援
	知的障害有放誘後対束事業の治動又接 学童クラブ施設の増設の検討	新規	_		- 規	MHJ14年日以本区別米学表の位割又仮
	<u>アキノフル地区の行政の行政の</u>	#/1 <i>/</i> 2%	1		ア	 (仮称) こどもの総合支援センター等建設事業
774	 校教育の充実(創2-3)		1	76	J	(以が) ここしい心口又扱ビノメー寺娃双尹耒
7	快教育の元美(創2-3) 特色ある学校推進事業の実施	合併	1		_	 特色ある学校推進事業の実施
	教育情報センター機能の充実(協2-2で再掲) 小中学校コンピュータ環境整備の推進(協2-2で再掲)	合併	-			教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置 小中学校の教育用コンピュータの整備
	小学校ランチルームの整備		1			小学校ランチルームの整備
	小学校給食調理業務民間委託の推進	^ l ¹	-			小学校給食調理業務民間委託の推進
	完全中学校給食の実施	合併	 ←			中学校給食の導入に向け検討
	学校図書館専門員の活用		1			学校図書館専門員の活用
	教育ニーズに応じた多様な教育の展開		1			教育ニーズに応じた多様な教育の展開
	通級学級の開設	合併				通級学級の開設
	学校ホームページの充実 (協2-2で再掲)		4		掲	
			1	統	合	中学校給食(弁当外注方式)の実施
			1			

合併…新市建設計画事業 新規…後期基本計画新規追加事業

重点…重点プロジェクト事業

★取組状況欄

新規…後期新規追加、変更…事業名変更、「←」・・継続実施 再掲・・・・再掲追加、移動・・・・体系区分変更、重点化・・・主要事業化 統合・・・他事業に統合、完了・・・事業完了、見直し・・・事業見直し

後期基本計画 基本計画 体系区分 事業名 取組状況 事業名 区分 青嵐中学校校舎等建替事業 完 完 了 保谷中学校体育館等建替事業 小学校校舎等大規模改造事業 小学校校舎等大規模改造事業 中学校校舎等大規模改造事業 中学校校舎等大規模改造事業 ひばりが丘中学校校舎老朽化に対する整備検討 - 新 規 新規 中原小学校校舎老朽化に対する整備検討 新規 ← 新 規 雨水貯留等施設設置事業 (雨水貯留等施設設置事業) 学校の適正規模・適正配置及び学区域の見直しの検討 - 変 更 学校の適正規模・適正配置の調査・研究 完 了 扇風機設備の整備 統 合 トイレ大規模改造事業 完 了 (上向台小学校校舎増築事業) 完 了 中学校校舎等耐震補強事業 教育相談の充実、スクールピアの派遣 教育相談の充実 合併 ← 変 更 スクールカウンセラーの配置 スクールカウンセラーの配置 不登校児童・生徒への対応の充実 ← 変 更 スキップ (適応指導) 教室の充実 見直しフリー教室設置について検討 地域教育協力者活用事業 合併 地域教育協力者活用事業 地域生涯学習事業の推進(創3-1で再掲) ← 変 更 (仮称) 地域学習活動センターの整備 重点 共同事業の企画、実施(創3-1で再掲) ← 再 掲 豊かな学び・文化が息づくために 生涯学習社会の形成(創3-1) 地域生涯学習事業の推進(創2-3で再掲) ← 変 更 (仮称) 地域学習活動センターの整備 重点 生涯学習情報提供システムの整備、活用(協2-2で再掲) 重点 ← 変 更 生涯学習情報提供システムの構築 重点 生涯学習人材情報の整備、活用に向けたしくみづくり 生涯学習人材情報の整備、活用に向けたしくみづくり 共同事業の企画、実施(創2-3で再掲) 共同事業の企画、実施 学習活動の推進(創3-2) 青年期教育、成人期教育、家庭教育などの実施 ← 変 更 青年期教育、成人期教育、視聴覚教育の実施 公民館自主グループ活動への支援(協1-1で再掲) 公民館自主グループ活動への支援 地域交流活動事業の実施 地域交流活動事業の実施 公民館施設の建替 公民館施設の建替(住吉公民館の整備) 公民館施設の改修 公民館施設の改修 図書館管理システムの拡充と情報サービスの充実(協2-2で再掲) 変 更 図書館利用者インターネットシステムの整備 絵本と子育て事業の推進 絵本と子育て事業の推進 子ども読書活動の推進 - 変 更 子ども読書活動推進計画の策定 図書館施設の建替 図書館施設の建替(下保谷図書館の整備) 図書館施設の改修 図書館施設の改修 図書館所蔵の歴史的資料の修復及び保存・活用 新規 ⊢ 新 規 完 了 音声資料作成機器の整備 スポーツ・レクリエーション活動の振興(創3-3) ^{完 了 スポーツ振興計画の策定} 総合型地域スポーツクラブの設立に向けた調査・研究、 総合型地域スポーツクラブの育成、設立 重点 ← 変 更 設立 スポーツ振興事業の充実 ← 変 更 文化・スポーツ振興財団事業の充実 重点 少年野球教室、少年サッカー教室等の実施 重点 ← 変 更 少年野球教室、少年サッカー教室等 体育指導委員の活用 重点 体育指導委員の活用 見直し姉妹・友好都市とのスポーツ交流 (仮称) 西東京市体育館の建替 ひばりが丘団地スポーツ施設の整備拡充に向けた調整 ひばりが丘団地スポーツ施設の整備拡充に向けた調整 スポーツ施設の改修 スポーツ施設の改修 東京国民体育大会に向けた取組 新規 ← 新 規 和弓道場のあり方について調査・研究 新規 ← 新 規 芸術・文化活動の振興(創3-4) 文化振興事業の充実 点重 ← 変 更 文化・スポーツ振興財団事業の充実 市民文化祭の充実 重点 市民文化祭の充実 市民主体の文化活動への支援 重点 市民主体の文化活動への支援 - 変 更 西東京市民会館の建替について検討 西東京市民会館のあり方について検討(協1-1で再掲) こもれびホール施設の改修 こもれびホール施設の改修 _{見直し} 伝統文化センターの整備について検討 統 合 西東京市民会館施設の改修 郷土資料室の整備、文化財教室等の開催 合併・重点 ← 変 更 郷土資料室の統合整備、文化財教室等の開催 完 7 下野谷遺跡の試掘調査、保存に向けた検討

			_			
			取組状況	事業名		
B	章害者の社会参加の拡大(笑 2 – 3)					
	障害者(児)スポーツ等支援事業の実施	重点	←	障害者(児)スポーツ等支援事業の実施		
	障害者(児)移送サービス事業の充実		←	障害者(児)移送サービス事業の充実		
	障害者就労支援援助事業の充実		←	障害者就労支援援助事業の充実		
	小規模通所授産施設等法内化支援		←	小規模通所授産施設等法内化支援		

区分 事業名	区分	取組状	状況	事業名
こやさしいまちづくり				
1 豊かなみどりを保つために				
みどりの保全・活用(環 1 — 1)				
碧山森・保谷北町緑地保全地域の管理		←	_	碧山森・保谷北町緑地保全地域の管理
西原自然公園植生の管理	重点	←	_	西原自然公園植生の管理
保存樹木・樹林・生垣への助成		←		保存樹木・樹林・生垣への助成
グリーンバンク制度の運営	合併	← 変		グリーンバンク制度の設立
公園ボランティア拡充事業	重点			公園ボランティア拡充事業
ム圏ホフファイア加八事業	- 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二			本圏ボランティテ拡化事業 東大農場の移転問題に対する取り組み方針の策定に向
		完	了	末八辰物の伊松问題に対する取り組の力可の東定にP. た調整
市民農園の設置・運営、体験農園の開設支援	重点	← 変	更	体験型農園の設置
援農ボランティアの活用(活1-1で再掲)	重点			援農ボランティアの養成
Jone Annual Control Contro	- 土州			市民農園・家族農園の運営
 みどりの空間の創出(環 1 — 2)		N/L	П	17以版图 次版版图の建立
	ΛШ # -			八里广坦斯伊韦米
公園広場整備事業	合併・重点	+	-	公園広場整備事業
東伏見都市計画公園の整備について東京都へ要請		+	-	東伏見都市計画公園の整備について東京都へ要請
公園遊具等修繕事業	新規	← 新	規	
		完	了	(仮称)合併記念公園の整備
		完	了	(仮称) 下野谷遺跡公園整備事業
苗木配布の推進	重点	+	-	苗木配布の推進
生垣造成の支援	重点	÷	-	生垣造成の支援
花いっぱい運動の推進	重点	←	_	花いっぱい運動の推進
道路整備の残地活用によるポケットパークの整備		←		道路整備の残地活用によるポケットパークの整備
公共施設の新設・建替等に伴う屋上緑化等の推進		-		公共施設の新設・建替等に伴う屋上緑化等の推進
2 持続可能な社会を確立するために				公共地域の制成 建自寺に件り産工隊に守め推進
環境意識の高揚(環2-1)		_	_	LOOK LOOK & FRETTING NETT
環境マネジメントシステムの運用				IS014001の認証取得、運用
環境基本計画重点プロジェクト推進協議会の設置			動	
		統	合	環境マネジメントシステムの啓発・普及
環境フェスティバルの開催		← 変	更	環境フェア(環境展)の開催
環境情報の提供及び環境学習の推進 (協2-2で再掲)	合併・重点	← 変	更	(仮称) 環境学習情報センターの整備
		統	合	環境情報提供システムの構築
環境リーダーの養成及び活用	新規・重点	← 新	規	
		移	動	環境基本計画推進協議会の設置
		統	合	環境読本の活用
		統	合	環境教育プログラムの導入について検討
 ごみ対策の推進(環2-2)				W YORK IS IN STANFACTOR OF THE
パンフレット、マニュアル等による啓発活動の推進		←		パンフレット、マニュアル等による啓発活動の推進
廃棄物減量等推進員の拡充				R棄物減量等推進員の拡充
生ごみ処理機購入助成		÷	-	生ごみ処理機購入助成
エコプラザ西東京の運営管理	合併	← 変		(仮称) リサイクルプラザ建設事業
集団回収活動の奨励		÷		集団回収活動の奨励
				廃棄物対策に関する協議会の設置
		見直	し	生ごみ堆肥化事業
		完	了	ごみ収集の有料化について検討
レジ袋削減への取組	新規	← 新	規	
				- その他プラスチック類の貯留スペース・選別施設の課
ごみ・資源物の収集等		← 変	更	について検討
公害対策の推進(環2-3)				
大気、水質等の環境調査の実施、公表		← 変	亩	河川の水質、道路交通騒音・振動、大気汚染等環境調
ハスに、小貝寸の株党剛旦の大肥、ム女		. 42	×	の実施
低公害車の普及促進		+	-	低公害車の普及促進
地球温暖化対策の推進(環2-4)				
地球温暖化対策実行計画の推進・改訂		← 変	更	地球温暖化防止計画の策定
				天然ガス自動車の導入促進
				太陽光発電の導入について検討
地球温暖化対策地域推進計画の策定・運用	新規	← 新		A CONTRACTOR OF COLUMN AND A CO
		← 新		
再生可能エネルギー導入の検討	新規	— #II	况	

完 ア 東京都水道事業への統合

体系区分 事業名

安1 快適な日常生活のために

住みやすい住環境の創造(安1-1)

	基本計画	_		基 本計画
区分 事業名	区分	取組状	況	事業名
で快適に暮らすまちづくり				
安2 安全な暮らしのために				
災害に強いまちづくり (安 2 - 1)				
自主防災組織活動への支援	重点	←	-	自主防災組織活動への支援
緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備	合併	←	-	緊急物資の充実、防災備蓄倉庫の整備
地域防災無線の整備	合併	←	-	地域防災無線の整備
防災行政無線(固定系)の整備	合併	←	-	防災行政無線(固定系)の整備
防火貯水槽の設置	合併	+	-	防火貯水槽の設置
消防団詰所の整備		←	-	消防団詰所の整備
消防ポンプ車の購入		←	-	消防ポンプ車の購入
防災意識の啓発	新規	← 新	規	
		統	合	消防署、医療機関等関係機関との連携
相互協力体制の整備		←	-	相互協力体制の整備
既設雨水管台帳の整備		+	-	既設雨水管台帳の整備
雨水溢水対策事業の推進		←	-	雨水溢水対策事業の推進
雨水貯留浸透事業の促進		←	-	雨水貯留浸透事業の促進
		完	了	白子川改修工事等
耐震化の促進	新規	← 新	規	
防犯・交通安全の推進(安2-2)				
安心安全なまちづくりの推進	重点	←	-	安心安全なまちづくりの推進
街路灯の整備		← 変	更	街路灯の整備、私設街路灯設置の支援
交通安全・自転車教室の実施		←	-	交通安全・自転車教室の実施
交通安全協力員、交通擁護員の拡充		←	-	交通安全協力員、交通擁護員の拡充
道路反射鏡、道路区画線等設置		+	-	道路反射鏡、道路区画線等設置
危機管理体制の整備(安2-3)				
危機管理体制の構築	新規	← 新	規	
災害情報提供システムの構築について検討 (協2-2で再掲)		← 再	揭	
	基本計画	-		基本計画

後期基本計画				基本計画
体系区分	事業名	区分	取組状況	事業名
活力と魅				
活 1	活力ある産業のために			
産	業の振興(活1-1)			
	魅力ある農業経営の促進		←	魅力ある農業経営の促進
	援農ボランティアの活用(環1-1で再掲)	重点	← 変 更	援農ボランティアの養成
	市民に身近な生産加工流通体制づくり	重点	←	市民に身近な生産加工流通体制づくり
	農を通した市民との交流の促進	重点	←	農を通した市民との交流の促進
	21世紀商業リーダーの育成		←	21世紀商業リーダーの育成
	広域型商店会活動の推進		←	広域型商店会活動の推進
	商業者と生活者による商店街・まちづくりの推進	合併	←	商業者と生活者による商店街・まちづくりの推進
	商店会地域活性化への支援		←	商店会地域活性化への支援
	中小企業事業資金融資あっせん事業の実施		←	中小企業事業資金融資あっせん事業の実施
	中小企業不況対策特別緊急事業の実施		←	中小企業不況対策特別緊急事業の実施
	創業支援・経営革新相談センターの運営 (活1-2で再掲)	合併	← 再 掲	
	(仮称) 産業振興マスタープラン策定事業	新規	← 新 規	
			完 了	商工会ホームページの運営
			見直し	コニュニティビジネス支援についての検討
			見直し	商工業振興の拠点施設の整備について検討
	中小企業退職金共済掛金補助事業の実施		←	中小企業退職金共済掛金補助事業の実施
	就職相談会の開催		←	就職相談会の開催
	勤労者福祉サービスセンターの運営		←	勤労者福祉サービスセンターの運営
	ハローワークと連携した就労情報の提供(協2-2で再掲)		←	ハローワークと連携した就労情報の提供
新	産業の育成(活1-2)			
	創業支援・経営革新相談センターの運営(活1-1で再掲)	合併	← 変 更	創業支援相談センターの運営
	産学公の連携についての調査・研究(活2-1で再掲)		←	産学公の連携についての調査・研究
活 2	人が集まるまちになるために			
ま	ちの魅力の創造(活2-1)			
	東伏見石神井川緑地の整備について東京都へ要請		←	東伏見石神井川緑地の整備について東京都へ要請
	石神井川の親水公園化について東京都へ要請		←	石神井川の親水公園化について東京都へ要請
	散策ルートの調査・研究、整備	重点	←	散策ルートの調査・研究、整備
	人にやさしい椅子づくりのまち推進事業		←	人にやさしい椅子づくりのまち推進事業
	産学公の連携についての調査・研究(活1-2で再掲)		← 再 掲	
			見直し	(仮称) 重点プロジェクト推進委員会の設置、運営

体系区分			7	細州	光況	事業名
	事来有 くまちづくり	四月	4X	.mil 7/	(//L	<u>ナ</u> ハロ
	まちを支える市民のために					
ф	民主体のまちづくりの推進(協1-1)		ł			サロク約サポウナ運営の土垣
	地区会館地域自主運営の支援 コミュニティセンター運営の支援		1	÷		地区会館地域自主運営の支援 コミュニティセンター運営の支援
			-			1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
	公民館自主グループ活動への支援(創3-2で再掲)		-	±		公民館自主グループ活動への支援
	小地域での総合的地域ケアシステムの整備(笑1-1で再掲)	重点	←	変	更	ふれあいのまちづくり事業への支援
	(仮称) コミュニティ検討委員会の設置に向けた調査・研究			←	-	(仮称) コミュニティ検討委員会の設置に向けた調査・ 研究
	コミュニティ施設の改修			÷	_	コミュニティ施設の改修
	西東京市民会館のあり方について検討(創3-4で再掲)		-	实	亩	西東京市民会館の建替について検討
	姉妹・友好都市との交流事業の実施			× _		姉妹・友好都市との交流事業の実施
	姉妹・友好都市施設利用の助成			· ·		姉妹・友好都市施設利用の助成
	世代間交流事業の実施	重点		÷		世代間交流事業の実施
	市民まつり実行委員会への支援	里爪				市民まつり実行委員会への支援
		45 F	1.	移		中氏よ フリ夫们安員芸への又接
127	西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援	重点	, —	炒	劉川	
肋	働のまちづくりの推進(協1−2) 「+ □ 4+2 (□ 2 = □	*** 10		*	400	
	市民参加条例の運用	新規	4	新		
	市民のまちづくり参加への支援	新規	-	新		
	地域活動情報ステーションの活用 (協2-2で再掲)	新規・重点	1			
	市民活動団体の活性化に向けた支援	新規	-	新		11 D 0 C 7 T 1 T 1
	N P Oの育成・支援	合併				NPOの育成・支援
	市民協働推進センターの運営	新規・重点	-			
	大学との連携	新規	-	新		
				移	動	西東京ボランティア・市民活動センター事業への支援
協 2	持続発展するまちであるために					
開	かれた市政の推進 (協 2 - 1)					
	「広報西東京」の充実			+	-	「広報西東京」の充実
	ホームページの充実 (協2-2で再掲)	合併		÷	-	ホームページの充実
	ICTを活用した市民参加手法の充実 (協2-2で再掲)		←	変	更	市民モニター制度などの実施
	コミュニティ放送局の活用			←	-	コミュニティ放送局の活用
	出前講座の実施			←	-	出前講座の実施
	情報公開の推進 (協2-2で再掲)	合併	←	変	更	文書管理システムの構築
地	・ 域情報化の推進(協2-2)					
	福祉情報総合ネットワークの構築(笑1-1で再掲)			←	-	福祉情報総合ネットワークの構築
						障害者生活支援のネットワークの形成
	災害情報提供システムの構築について検討 (安2-3で再掲)		1	←	-	災害情報提供システムの構築について検討
	環境情報の提供及び環境学習の推進 (環2-1で再掲)	合併・重点	←	変	更	環境情報提供システムの構築
	教育情報センター機能の充実(創2-3で再掲)	合併	-			教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置
	小中学校コンピュータ環境整備の推進(創2-3で再掲)		←	変	更	小中学校の教育用コンピュータの整備
	学校ホームページの充実 (創2-3で再掲)			←		学校ホームページの充実
			1			不登校児童・生徒サポート情報ネットワークシステムの
	不登校児童・生徒サポート情報ネットワークシステムの構築			÷	-	構築
	生涯学習情報提供システムの整備、活用(創3-1で再掲)	重点	←	変	更	生涯学習情報提供システムの構築
	図書館管理システムの拡充と情報サービスの充実(創3-2で再掲)		←	変	更	図書館利用者インターネットシステムの整備
	ICTを活用した市民参加手法の充実 (協2-1で再掲)		←	変	更	電子会議室の構築について検討
	ハローワークと連携した就労情報の提供(活1-1で再掲)			←	-	ハローワークと連携した就労情報の提供
	地域活動情報ステーションの活用 (協1-2で再掲)	新規・重点	←	新	規	
			1	完	了	自転車駐車場情報の提供
				完	7	(地域安心安全情報共有システムの構築)
			1			学校図書館システムの整備
			1			商工会ホームページの運営
						バスロケーションシステムの導入の検討
	住民票等自動交付機の設置	合併	1			住民票等自動交付機の設置
	地方税電子申告システムの構築について検討	μπ	1			地方税電子申告システムの構築について検討
	ホームページの充実(協2-1で再掲)	合併	-			ホームページの充実
		合併	1			
	1) 政民建同報の建名官建	1017				
		A /24	-			地理情報システム (GIS) の構築、活用
	情報公開の推進(協2-1で再掲)	合併	←			文書管理システムの構築
			1			電子申請システムの構築
						電子入札システムの構築
						総合行政ネットワークの整備
			1	統	合	電子決裁システムの構築

体系区分	体系区分 事業名 区分		取組状況	事業名
侵	健全な自治体経営の推進 (協2-3)			
	新たな行財政改革大綱の策定及び推進		← 変 更	行財政改革大綱の策定及び推進
	行政評価制度の実施		← 変 更	行政評価制度の導入
	総合窓口・ワンストップサービスの検討		← 変 更	総合窓口・ワンストップサービスの導入の検討
	窓口サービスの向上		←	窓口サービスの向上
	田無庁舎整備事業	合併	←	田無庁舎整備事業
	保谷庁舎·敷地整備事業	合併	←	保谷庁舎・敷地整備事業
	庁舎機能の整理統合についての検討		← 変 更	1市2庁舎体制についての調査・検討
	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進		←	人材育成基本方針に基づく人材育成の推進
			見直し	専門員制度の導入について検討
	多摩北部都市広域行政圏協議会での調査・研究(安1-2で再掲)		← 再 掲	

▶ 計画体系図 ◀

地域福祉計画

策定年度: 20 計画期間: 21~25

地域福祉計画策定普及推進委員会(要綱)

食育推進計画

策定年度: 20 計画期間: 21~25

食育推進計画策定検討会議(要綱)

教育計画

策定年度: 20 計画期間: 21~25 教育計画策定懇談会 (要綱)

基本構想・基本計画

策定年度: 13~15 計画期間: 16~25

総合計画策定審議会(条例):19~20年度に見直し

都市計画マスタープラン

策定年度:14~16 計画期間: 16~37

都市計画マスタープラン策定委員会(要綱)

交通安全計画

策定年度: 18 計画期間: 18~22 交通安全対策会議 (条例)

(仮称) 産業振興マスタープラン

策定年度: 21~22 計画期間: 策定時から (概ね10年程度)

策定委員会等の設置:未定

地域情報化基本計画

策定年度:19~20 計画期間:21~25

地域情報化計画策定審議会(条例)

男女平等参画推進計画

策定年度: 19~20 計画期間:21~25

男女平等参画推進委員会(条例)

環境基本計画

策定年度: 14~15 計画期間: 16~25 環境審議会(条例)

地球温暖化対策実行計画

策定年度: 16 計画期間: 17~22

地球温暖化対策実行計画見直し会議:19年度に見直し

地球温暖化対策地域推進計画

策定年度: 21 計画期間:策定時から (概ね10年程度)

環境審議会 (条例)

·般廃棄物処理基本計画

策定年度: 18 計画期間: 19~33

廃棄物減量等推進審議会 (条例)

地域防災計画

策定年度:19 計画期間:20~24

防災会議(条例)

国民保護計画

策定年度:19 計画期間:期間の設定なし 国民保護協議会 (条例)

